

みやぎ型のトピックス

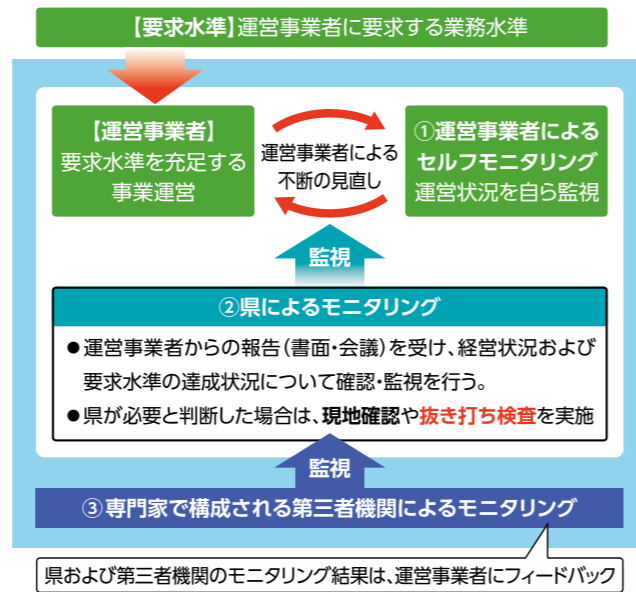
安全・安心な水の供給と安定的な汚水の処理に向けてさまざまな取り組みを行っています。今回は、その一部をご紹介します。

みやぎ型のモニタリング体制

県は、県民の皆さんに安全安心な水を安定してお届けするため、運営事業者が水質や浄水場の維持管理について、「県が定めた基準」を守っているか、モニタリングを行っています。

モニタリングは、運営事業者、県、専門家で構成される第三者機関のそれぞれが三段階で実施し、運営状況を厳しく監視する体制を構築しています。

県は、水道法に基づく定期的な水質検査を毎月実施しているほか、運営事業者に対して抜き打ちで水質検査を行い、水道水の安全性を確認しています。これらの結果は県のホームページで公開しています。



水みやぎDXプラットフォーム(MDP)の導入

みやぎ型における各施設の運転状況、水質、維持管理、改築など事業運営に関する情報を、一元的に集約・蓄積するプラットフォームが運営事業者によって構築され、運用が始まりました。一元管理された情報を可視化することで、経営状況や運転状況をより分かりやすく効率的に活用できるようになりました。

今後はMDPを活用し、集約した情報をより分かりやすい形で発信していきます。



みずむすびフェスの開催

県民の皆さんに水道事業に親んでいただけるよう、仙塩(多賀城市)、県南(岩沼市)、大和(大和町)の各浄化センターを開放したイベントを年1回(9～10月頃)開催しています。施設見学ツアーや地域の方々のショーなど、さまざまなイベントを用意していますので、ぜひ足をお運びください。



危機管理・技術継承の取り組み

県と運営事業者が連携し、災害や事故発生時の初動対応や情報伝達手順、非常時における施設の操作方法などの確認を行う訓練を実施し、危機対応能力の向上に取り組んでいます。

また、職員や外部講師による技術研修を合同で実施し、業務に必要な知識や技術の習得、向上、継承に努めています。



これからも安全・安心な水をお届けするために

「みやぎ型管理運営方式」

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」が令和4年4月から始まり、約1年半が経過しました。この期間、以前と変わらず安全・安心な水の供給と、安定的な汚水の処理を行っています。これからも皆さんに安心して水道を使っていただけるよう、安定的な事業運営を継続していきます。

宮城県が運営する上・工・下水道事業

県が運営している水道事業は、水道用水供給事業2事業、工業用水道事業3事業、流域下水道事業7事業の合計12事業です。そのうち9事業をみやぎ型管理運営方式(以下、「みやぎ型」)の対象としています。

みやぎ型導入の背景と目的

水道事業を取り巻く経営環境は、年々厳しさを増しています。水道事業は水道料金を財源として運営していますが、急激に進む人口減少などにより水需要が落ち込み、収益が減少していく一方、事業開始から40年を経過した施設や管路の大規模な更新が必要となっています。県はこれまで、将来の水需要の減少を踏まえた施設の統廃合や、管路のダウンサイジング(※1)など、効率的な事業運営に努めてきましたが、将来の水道料金の急激な上昇が避けられない見通しとなっていました。

こうした背景を踏まえ、水道事業の新しい運営方法を導入し、経営基盤の強化を図ることとしました。

※1 今後の需要見込みに合わせて口径を縮小すること

民間の力の最大活用

みやぎ型は、民間の力を最大限活用することによって大幅な経費削減を実現する新しい官民連携の手法です。

この方式は、水道事業経営の全てを民間事業者に譲り渡す完全民営化ではありません。施設所有権は県が保持したまま、施設の管理・運営を運営事業者である「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」(以下、「運営事業者」)に委ねるものです。

県は水道事業の最終責任者として、引き続き事業の運営状況を監視し、水の安全はもちろん、透明性の高い事業運営を行っています。

	これまで	みやぎ型
契約期間	4～5年間 ●民間事業者の雇用が不安定 ●人材育成が困難	20年間 ●民間事業者の雇用が安定 ●人材育成、技術継承が容易
契約する事業の単位	事業ごと個別に委託 ●スケールメリット(※2)を發揮しづらい	対象9事業を一体で契約 ●スケールメリットの効果が拡大
発注の方法	仕様発注 県の役割 ●浄水場などの運転管理方法などを細かく指定 民間の役割 ●県が指定した方法に従い、運転管理などを行う	性能発注 県の役割 ●水量、水質などの基準を指定 ●基準を満たしているかの確認 運営事業者の役割 ●基準を満たすように運転管理を工夫

※2 規模が拡大することで生産性などが向上すること

水道事業の概要



赤枠:県の事業(みやぎ型) / 青枠:市町村の事業

みやぎ型の対象となる水道事業

赤い太線で囲んだ範囲の●●●印の事業が対象です。

